

令和2年6月25日

北陸税理士会 御中

日本政策金融公庫
北陸地区統轄室

新型コロナウイルス感染症関連の融資に関するご協力をお願い

拝啓 北陸税理士会様におかれましては、益々ご盛栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素より日本公庫の業務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度の新型コロナウイルス感染症に関しまして、先に可決・成立されました第一次補正予算により、新型コロナウイルス感染症特別貸付をご利用いただいたお客さまのうち、収入印紙を貼付のうえご契約いただいたお客さまを対象に、納付された印紙税の還付手続きを行う運びとなりました。

つきましては、お客さまへのご対応を円滑に実施することを目的として、北陸税理士会所属の税理士の皆さまに対しまして、以下の内容をご周知いただきたく、お願い申し上げます。

敬具

<税理士の皆さまにご周知いただきたい事項>

新型コロナウイルス感染症特別貸付をご利用いただいたお客さまのうち、印紙税を納付されたお客さまを対象とした、納付済印紙税の還付手續のご案内

- 対象となるお客さまには、印紙税過誤納額等を記載した「印紙税還付手續のご案内」を順次郵送いたします（7月上旬以降の予定）（注）。

（注）7月上旬以降（第1回）に郵送するお客さまは、4月末までにご融資を実行した先になります（富山県：約500先、石川県：約900先、福井県：約400先）。

第2回は5月にご融資を実行した先、第3回は6月にご融資を実行した先となり、いずれも9月以降に郵送予定です。

- お客さまご自身で還付手続きを行う必要がございますので、忘れず手続きを行っていただくようご周知いただくとともに、申請方法がわからない方へのサポートをお願いいたします。

- 当該手續は、日本税理士連合会のホームページの「お知らせ」欄にも掲載されています。

2020.5.1 お知らせ「緊急経済対策における税制上の措置に関する周知について」

「特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税」（[別紙参照](#)）

<https://www.nichizeiren.or.jp/whats-new/200501a/>

以上